

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する
政令の概要

1 警察官の職務に協力援助した者の災害給付制度

警察官の職務に協力援助した者が、そのために災害（負傷、疾病、障害又は死亡）を受けた場合に、被災者及びその家族の生活の安定を図るため、国又は都道府県が療養その他の給付を行うもの。

2 改正事項（第 7 条の 2 第 2 項関係）

労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）の改正による介護補償給付の限度額の改定を受け、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）の規定に基づく介護補償の限度額が改定されることに伴い、次のとおり、介護給付の限度額の改定を行う。

(1) 常時介護を要する場合の実費補填の限度額（月額）

【現 行】	【改定後】
177,950円	→ 186,050円

(2) 随時介護を要する場合の実費補填の限度額（月額）

【現 行】	【改定後】
88,980円	→ 92,980円

3 施行期日

令和 7 年 8 月 1 日